

# 熊本県公報

第 1 0 8 3 3 号  
平成 14 年 5 月 10 日 ( 金 )  
( 毎週 月・水・金発行 )

## 目 次

|   |                             |
|---|-----------------------------|
| 告 示   |                             |
| 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定                              | ( 県民生活総室 ) 1                |
| 国土調査としての指定  | ( 農村整備課 ) 2                 |
| 道路の区域決定   | ( 道路維持課 ) 2                 |
| 道路の区域変更   | ( " ) 2                     |
| 訪問介護員養成研修 ( 1 級課程 ) 事業の委託に係る一般競争入札に<br>参加する者に必要な資格等 | ( 高齢保健福祉課 ) 3               |
| 公 告   |                             |
| 開発行為に関する工事の完了                                       | ( 建築課 ) 4                   |
| 熊本県北部地域雇用機会増大計画                                     | ( 労働雇用課 ) 4                 |
| 熊本県南部地域雇用機会増大計画                                     | ( " ) 12                    |
| 熊本県宇城・天草地域雇用機会増大計画                                  | ( " ) 19                    |
| 熊本県熊本地域求職活動援助計画                                     | ( " ) 26                    |
| 特定非営利活動法人定款変更の申請                                    | ( 県民生活総室 ) 38               |
| 平成 14 年度毒物劇物取扱者試験の実施                                | ( 薬務課 ) 39                  |
| 開発行為に関する工事の完了                                       | ( 建築課 ) 40                  |
| 道路位置の指定   | ( " ) 40                    |
| "   | ( " ) 40                    |
| "   | ( " ) 41                    |
| "   | ( " ) 41                    |
| "   | ( " ) 41                    |
| "   | ( " ) 41                    |
| "   | ( " ) 41                    |
| "   | ( " ) 41                    |
| "   | ( " ) 42                    |
| 平成 14 年度電子計算機用データ入力業務に係る落札者の決定                      | ( 情報企画課 ) 42                |
| 県営土地改良事業計画変更  | ( 農村計画課 ) 42                |
| 訪問介護員養成研修 ( 1 級課程 ) 事業に係る一般競争入札の実施                  | ( 高齢保健福祉課 ) 43              |
| 登 載 依 頼   |                             |
| 熊本県議会議員八代市選挙区補欠選挙における選挙期日等の決定                       | ( 選挙管理委員会 ) 44              |
| 熊本県議会議員八代市選挙区補欠選挙における選挙長及び選挙長職<br>務代理者              | ( " ) 44                    |
| 熊本県議会議員八代市選挙区補欠選挙の選挙会の場所及び日時                        | ( " ) 44                    |
| 熊本県議会議員八代市選挙区補欠選挙におけるポスター掲示場にポ<br>スターを掲示することのできる日   | ( " ) 44                    |
| 熊本県議会議員八代市選挙区補欠選挙における投票用紙の様式                        | ( " ) 45                    |
| 熊本県議会議員八代市選挙区補欠選挙における実費弁償及び報酬の<br>最高額               | ( " ) 45                    |
| 熊本県議会議員八代市選挙区補欠選挙における政治活動用ポスター<br>の検印               | ( " ) 46                    |
| 熊本県議会議員八代市選挙区補欠選挙における開票の事務と選挙会<br>の事務を併せて行わない旨の告示   | ( " ) 46                    |
| 熊本県議会議員八代市選挙区補欠選挙における選挙立会人のくじを<br>行う場所及び日時の決定       | ( 熊本県議会議員八代市選挙区補欠選挙選挙長 ) 46 |
| 明るい選挙推進協議会の会議の開催                                    | ( 明るい選挙推進協議会 ) 46           |

## 告 示

熊本県告示第 418 号  
熊本県少年保護育成条例 ( 昭和 46 年熊本県条例第 30 号 ) 第 7 条第 1 項の規定により、  
少年に有害な興行として、平成 14 年 4 月 26 日次のように指定したので、同条第 2 項の規

定により告示する。  
平成 14 年 5 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

| 種 別        | 題 名  | 指定理由                             |
|------------|--|----------------------------------|
| 有害指定<br>映画 | 和服のイブ 絶品腰づかい（新日本映像）<br>熟女妻 絡みつく夜（オーピー映画）<br>愛人物語 くわえてあげる（新東宝）<br>三十路同窓会 ハメをはずせ！（新日本映像）<br>柔肌色くらべ（にっかつ）<br>三人の未亡人 未亡人は男好き（新東宝）<br>人妻淫乱恥態 - 義母・未亡人・不倫妻 - （新日本映像）<br>フェリーの女 生撮り覗き（オーピー映画）<br>指の達人 いじくる（新東宝）<br>美姉妹・絡み合い（新日本映像）<br>ザ・夜這い（にっかつ）<br>喪服妻のよるめき（オーピー映画） | 著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。 |

熊本県告示第 419 号

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条第 3 項の規定により坂本村が実施する地籍調査事業を国土調査として指定したので、告示する。

平成 14 年 5 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

| 調査を行う者の名称 | 調 査 地 域 名 | 地 域 期 間                                  |
|-----------|-----------|--|
| 坂本村       | 大字鮎歸ほの一部  | 平成 14 年 5 月 10 日から<br>平成 15 年 3 月 31 日まで |

熊本県告示第 420 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定する。

その関係図面は、平成 14 年 5 月 10 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 5 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域決定する区間等

| 道路の種類    | 路 線 名         | 区 域 決 定 す る 区 間   | 幅 員<br>(メートル)    | 延 長<br>(メートル) | 備 考        |
|----------|---------------|---|------------------|---------------|------------|
| 一般<br>県道 | 湯前人吉<br>自転車道線 | 球磨郡湯前町字上大瀬<br>921 番 10 地先から<br>同 所 字下大瀬<br>844 番 4 地先まで | 5.0<br>~<br>16.0 | 648.5         | 自転車<br>道整備 |

2 区域決定する期日 平成 14 年 5 月 10 日

熊本県告示第 421 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 14 年 5 月 10 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 5 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

| 道路の種類    | 路線名          | 区域変更する区間   | 前後 | 幅員<br>(メートル)      | 延長<br>(メートル) | 備考  |
|----------|--------------|--|----|-------------------|--------------|-----|
| 一般<br>国道 | 3 2 5 号      | 菊池郡七城町大字辺田字四反田<br>125 番 1 地先から<br>同 所 大字荒牧字晩田<br>55 番 地先まで | 前  | 11.0<br>~<br>15.0 | 280.0        | 単道改 |
|          |              |  | 後  | 13.0<br>~<br>21.6 | 280.0        |     |
| 一般<br>県道 | 旭 志<br>鹿 本 線 | 菊池郡七城町大字荒牧字東田<br>10 番 2 地先から<br>同 所 大字辺田字四反田<br>113 番 地先まで | 前  | 4.3<br>~<br>17.4  | 550.0        | "   |
|          |              |  | 後  | 4.3<br>~<br>17.4  | 550.0        |     |
|          |              |  |    | 15.6<br>~<br>42.2 | 530.0        |     |

2 区域変更する期日 平成 14 年 5 月 10 日

熊本県告示第 422 号

熊本県訪問介護員養成研修（1 級課程）事業の委託に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 14 年 5 月 10 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 業務の名称

熊本県訪問介護員養成研修（1 級課程）事業

2 競争入札に参加することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、競争入札に参加することができない。

- ( 1 ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ( 2 ) 資格審査の申請を提出するときまでに県税を完納していない者
- ( 3 ) 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- ( 4 ) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- ( 5 ) 平成 12 年度から平成 14 年度までの 3 か年度において、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）第 3 条第 1 項第 2 号の規定による都道府県知事の指定（ホームヘルパー養成研修の実施について（平成 7 年 7 月 31 日社援第 192 号、老計第 116 号、児発第 725 号社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）の規定による都道府県知事の指定を含む。以下「都道府県知事の指定」という。）を受けて 1 級課程若しくは 2 級課程の訪問介護員の養成研修を実施した実績（平成 12 年度及び平成 13 年度は実績、平成 14 年度は実績見込み）を有しない者又は熊本県が実施する訪問介護員養成研修事業の委託を受けたことがない者
- ( 6 ) 介護保険法施行令第 3 条第 3 項の規定に基づいて、都道府県知事の指定を取り消されたことのある者

3 競争入札参加者の資格

- ( 1 ) 1 の事業委託に係る一般競争入札に参加することのできる者は、審査の結果資格があると認められた者とし、次号に定める資格審査事項について審査のうえ、決定する。
- ( 2 ) 資格審査事項
  - ア 事業実施者に関する事項  
平成 13 年度の事業実施者の行う事業の経営状況
  - イ 訪問介護員養成研修の運営状況に関する事項  
平成 14 年度の収支予算及び事業計画並びに平成 13 年度の収支決算及び事業実績
  - ウ 訪問介護員養成研修内容に関する事項  
研修受講者に対し研修内容等を明示する学則等の内容

4 資格審査申請の時期及び方法等

- ( 1 ) 申請の時期  
この告示の日から平成 14 年 5 月 21 日までとする。
- ( 2 ) 申請書の入手方法  
競争入札参加資格審査申請書（別記第 1 号様式。以下「申請書」という。）は、

この告示の日から、(4)に掲げる場所において、1の業務の競争入札参加資格を得ようとする者に交付する。

(3) 申請書の提出方法

申請者は、次の書類を添えて、(4)に掲げる場所に提出すること。ただし、クについては、熊本県知事の指定を受けて、平成14年度を含む3か年度以上の訪問介護員養成研修実績がある場合は提出の必要はない。

なお、必要と認めるときは、次の添付書類以外の書類の提出を求めることができる。

ア 定款、寄付行為その他の規約の写し

イ 登記簿謄本(個人にあっては、身元証明書)

ウ 直近の事業年度の貸借対照表

エ 県税に関し未納がないことを証する書類の写し

オ 印鑑証明書

カ 平成14年度の訪問介護員養成研修事業に関する収支予算書及び事業計画書並びに平成13年度の訪問介護員養成研修事業に関する収支決算書

キ 平成12年度及び平成13年度の訪問介護員養成研修事業実績書(別記第2号様式)

ク 都道府県知事の指定を受けた訪問介護員養成研修事業者であることを証する書類の写し

ケ 訪問介護員養成研修の際、受講生に対して明示している学則等の写し

コ 支店長その他の者に入札の参加、契約の締結、代金の請求及び受領等の権限を委任する場合は、委任状

(4) 申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

〒862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県健康福祉部高齢保健福祉課

電話番号 096-383-1111(内線 7095)

5 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書(別記第3号様式)により申請者あて直接通知する。

6 資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成15年3月31日までとする。

7 資格の取消し等

(1) 競争入札参加者の資格を有する者が、2の(1)から(4)まで及び(6)に該当するに至った場合は、当該資格を取り消し、1に掲げる業務の競争入札に参加させない。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が2の(1)から(4)まで及び(6)に該当するに至った場合も、同様とする。

(2) 資格取消しの通知

入札参加資格を取り消したときは、当該資格者あて直接通知する。

公 告

熊本県公告第385号

都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成14年5月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

菊池郡菊陽町大字原水字南沖野 5666 番 76

233.98 平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

菊池郡菊陽町大字津久礼 2950 番地 1

菊陽町三里木北区会

熊本県公告第386号

地域雇用開発促進法(昭和62年法律第23号)第5条第1項の規定に基づき策定した熊本県北部地域雇用機会増大計画について、厚生労働大臣の同意を得たので、同条第6項の規定により、次のように公表する。

平成14年5月10日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県北部地域雇用機会増大計画

### 1 熊本県北部地域の区域

#### (1) 地域の概要

本地域は、熊本県の北部に位置しており、東に阿蘇を有し、西は有明海に面し、福岡県・大分県・宮崎県と境を接し、面積は2,238km<sup>2</sup>と県全体の30%を占めている。

人口は、440,953人(平成12年国勢調査)と、この5年間で2,366人(0.5%)の減少となっている。労働力人口は222,455人(平成12年国勢調査)、うち就業人口は212,526人となっている。菊池川流域と阿蘇谷地区に人口が集中している。

#### (2) 区域

熊本県北部地域の区域は次のとおりとする。

荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、岱明町、横島町、天水町、玉東町、菊水町、三加和町、南関町、長洲町、鹿北町、菊鹿町、鹿本町、鹿央町、植木町、七城町、旭志村、合志町、泗水町、西合志町、一の宮町、阿蘇町、南小国町、小国町、産山村、波野村、蘇陽町、高森町、白水村、久木野村、長陽村の4市23町6村の区域

#### (3) 雇用機会増大促進地域とする理由

以下のとおり、本地域は地域内に居住する求職者に関し地域雇用開発促進法第9条から第11条に定める雇用機会増大促進地域に係る地域雇用開発のための措置を講ずることとする。

##### イ 自然的経済的社会的条件

本地域は自然的条件としては地理的に連続しており、自動車等の通常の方法により通勤した場合に要する時間も概ね往復4時間以内となっている。

地域内の平成11年の農業粗生産額は1,328億円(平成12年熊本県統計年鑑)となっており、県全体に占める割合が41.2%となっている。また、第2次産業ではIT関連産業や造船業等の製造業の集積が進み、平成11年の製造品出荷額が8,743億円(平成11年工業統計表)と県全体に占める割合が35.1%を占めている。また、第3次産業においては自然、歴史・文化遺産及び温泉等を生かした観光業が全域で展開されるとともに、菊池川流域の市町村が菊池川流域同盟を組織し環境保全に取り組むなど、広域連携の動きが活発化し、経済的、社会的にも一体となっている。

##### ロ 地域の求職者及び求人の状況

本地域の常用有効求職者数(以下「有効求職」という。)の最近5年間における月平均値